

別表第1(第3条関係)

重度障害者等日常生活用具種目表

種目	対象者			基準額(円)	耐用年数	
	障害名	年齢	給付条件等			
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢・体幹	6歳以上	1、2級	154,000	8年
		難病	—	寝たきりの状態にある者		
	特殊マット	下肢・体幹	3～17歳	1、2級	19,600	5年
			18歳以上	1級 常時介護を要する者		
		知的	3歳以上	A 失禁対策用		
	特殊尿器	下肢・体幹	6歳以上	1級 常時介護を要する者	67,000	5年
		難病	—	自力で排尿できない者		
	入浴担架	下肢・体幹	3歳以上	1、2級 入浴に介護を要する者	82,400	5年
	体位変換器	下肢・体幹	6歳以上	1、2級 下着交換等に介助を要する者	15,000	
		難病	—	寝たきりの状態にある者		
	移動用リフト	下肢・体幹	3歳以上	1、2級 天井走行型や住宅改造を伴うものは除く	159,000	4年
難病		—	下肢又は体幹機能に障害のある者 天井走行型や住宅改造を伴うものは除く			
訓練いす(児童)	下肢・体幹	3～17歳	1、2級	33,100	5年	
訓練用ベッド(児童)	下肢・体幹	6歳～17歳	1、2級	159,200	8年	
訓練用ベッド	難病	—	下肢又は体幹機能に障害のある者			
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢・体幹・平衡	3歳以上	入浴に介助を要する者	90,000	8年
		難病	—			
	便器	下肢・体幹	6歳以上	1、2級	4,450	8年
		難病	—	常時介護を要する者	5,400 (便器に手すりをつけた場合)	
	T字杖・棒状つえ	下肢・体幹・平衡	3歳以上	必要と認められるもの	3,000	4年
	移動・移乗支援用具	下肢・体幹・平衡	3歳以上	必要と認められるもの	60,000	8年
		難病	—	下肢が不自由な者		
	頭部保護帽	下肢・体幹・平衡	3歳以上	必要と認められるもの	12,160	3年
		知的		A てんかん発作等により頻繁に転倒する者		
	洗浄機能付き便座	上肢	6歳以上	1、2級	48,000	8年
		知的	—	A		
		難病	—	上肢機能に障害のある者		
	火災警報器及び火災警報器用屋内信号装置(警報器と屋内信号装置を同時に設置するものに限る)	聴覚	6歳以上	1、2級	80,000	10年
	自動消火器	身体	—	・1、2級(身体障害者)	28,700	
知的		—	・A(知的障害者)			
精神		—	・1級(精神障害者)			
難病		—	かつ感知及び避難が著しく困難な障害者			
電磁調理器	視覚	18歳以上	1、2級	41,000	6年	
	知的障害		A			
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚	6歳以上		7,000	10年	
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚	18歳以上	1、2級	87,400		
透析液加温器	じん臓	3歳以上	3級 自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法実施者	51,500	5年	
ネブライザー(吸入器)	・呼吸器 ・肢体不自由又は音声言語	6歳以上	・呼吸器3級以上 ・肢体不自由3級以上又は音声言語3級の場合は、医師の意見書により必要と認められる場合に限る	36,000		
	難病	—	呼吸器機能に障害のある者			
電気式たん吸引器	・呼吸器 ・肢体不自由又は音声言語	6歳以上	・呼吸器3級以上 ・肢体不自由3級以上又は音声言語3級の場合は、医師の意見書により必要と認められる場合に限る	56,400		
	難病	—	呼吸器機能に障害のある者			
酸素ボンベ運搬車	呼吸器	6歳以上	3級以上 医療保険で在宅酸素療法を行なう者	17,000	10年	
視覚障害者用体温計(音声式)	視覚	6歳以上	1、2級	9,000	5年	
視覚障害者用体重計		18歳以上	1、2級	18,000		
視覚障害者用血圧計(音声式)		18歳以上	1、2級	15,000		

	人工呼吸器用自家発電器又はバッテリー	・呼吸器 ・肢体不自由又は 音声言語	—	人工呼吸器を装着している者 ・呼吸器3級以上 ・肢体不自由3級以上又は音声言語3級の場合は、 医師の意見書により必要と認められる場合に限る	100,000	10年	
		難病	—	人工呼吸器を装着している者			
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	難病	—	人工呼吸器の装着が必要な者	157,500	5年	
情報・ 意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語・肢体不 自由	6歳以上	・音声言語機能障害者 ・肢体不自由で発声・発語に著しい障害を有する者	98,800	5年	
	情報通信支援用具	上肢・視覚		1、2級 文字を書くことが困難な者	100,000	6年	
	点字ディスプレイ	視覚・聴覚重複	18歳以上	視覚(2級以上)かつ聴覚(2級以上)	383,500		
	点字器	視覚	—		10,400	7年	
	点字タイプライター	視覚	6歳以上	1、2級 就労中・見込・就学中の者	63,100	5年	
	視覚障害者用ポータブルレコー ダー			1、2級	(録音再生)85,000 (再生専用)35,000	99,800	6年
	視覚障害者用活字文字読上げ装置 (SPコード等を読み取るもの)						
	視覚障害者用読書器			視覚障害があり、この装置により文字等を読むことが可 能になる者	198,000	8年	
	視覚障害者用時計	視覚	15歳以上	1、2級	13,300	10年	
	聴覚障害者用通信装置 (複合機は対象外、FAXで子機機能 付きのものは子機1台までのもの に限る)	聴覚又は音声・言 語	6歳以上	3級以上 コミュニケーション、緊急連絡等の手段とし て必要と認められる者	29,000	5年	
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚		1、2級 聴覚障害者のうち必要と認められる者	88,900	6年	
	人工内耳体外部装置(スピーチプ ロセッサ)	聴覚	—	人工内耳を装用している者で、医療機関より医療保険の 給付制度を利用して人工内耳対外部装置の買い替えがで きないと判断された者。 ※但し、民間保険を活用する場合は、本体価格から保険 会社の認定する損害額を差し引いた金額を対象とする	200,000	5年	
	人工内耳用空気電池	聴覚	—	人工内耳を装用している者 (人工内耳用充電電池及び充電器の併用不可)	2,500 (片 耳1ヵ月あたり)	—	
	人工内耳用充電電池及び充電器	聴覚	—	人工内耳を装用している者 (人工内耳用空気電池の併用不可)	30,000 (片耳)	3年	
	人工喉頭	音声言語	—	喉頭摘出者及び喉頭機能喪失者であって、本装置により 発声が可能になる者	70,100	5年	
	点字図書	視覚	6歳以上	主に情報の入手を点字により行っている視覚障害者	年間6タイトル又は 24巻を限度とする	—	
地上デジタル放送対応ラジオ	視覚	6歳以上	1、2級	29,000	6年		
排泄 管理用具	ストマ用装具	ぼうこう・直腸	—	人工肛門造設者	(蓄便袋)8,900 (蓄尿袋)11,700	—	
	紙オムツ	脳原性運動機能障 害かつ知的	3歳以上	1、2級かつA 脳原性運動機能障害等(医師の意見書によ り必要と認められる場合に限る)	12,000	—	
		二分脊椎		先天性疾患に起因する神経障害により高度の排便、排尿 機能障害があり、紙オムツを必要とする者			
		ぼうこう・直腸		治療によって軽快の見込のないストマ周辺の皮膚の著し いびらん、ストマの変形のためストマ用装具を使用する ことができない者			
直腸(先天性鎖 肛)	先天性鎖肛門に対する肛門形成術に起因する高度の排便 機能障害があり、紙オムツを必要とする者						
収尿器		—	高度の排尿機能障害者	8,500	1年		
住宅 改修費	居宅生活動作補助用具	・下肢又は体幹 ・乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障害(移動機能 障害に限る。)	6歳以上	3級以上(ただし、特殊便器への取替えについては上肢2 級以上) 上記に該当する者が現に居住する住宅について、移動等 を円滑にするために小規模な改修を行うもの (借家の場合は家主の承諾を必要とする。) 住宅改修の範囲 (1)手すりの取付 (2)段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通 路面の材料の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる 住宅改修	200,000	1回限り	
		難病患者等で下肢 若しくは体幹機能 に障害のある者	—				

備 考

- 1 訓練用いす（児童）は、原則として付属のテーブルをつけるものとする。
- 2 訓練用ベッド（児童）は、腕又は脚の訓練ができる器具を備えたものとする。
- 3 情報・通信支援用具とは、障害者向けパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフトをいう。
- 4 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。
- 5 視覚障害者用読書器とは、視力に障害を有する者の読書等を容易にする製品であって、文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するものをいう。
- 6 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 7 T字状・棒状のつえ、頭部保護帽、携帯用会話補助装置、人工喉頭、ストマ、収尿器については、入院・施設入所中でも給付対象とし、紙オムツについては、入院中でも給付対象とする。
- 8 移動・移乗支援用具は手すり・スロープ等であること。ただし、設置にあたり工事を伴うものを除く。
- 9 住宅改修（居宅生活動作補助用具）を除き、工事費、配送費、設置費は対象外とする。
- 10 基準額の残額管理については、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、情報通信支援用具に限り適用する。
- 11 難病の対象者については、医師の意見書により必要と認められる場合に限り適用する。
- 12 医療保険、民間保険等他の制度が利用できる場合は、他の制度を利用した後の自己負担額を対象額とする。